

第4章 基本目標ごとの取り組み

取り組みの体系

目標の達成に向けて、市民・事業者・市は、それぞれの役割を担うとともに、協働して具体的な取り組みを進めるものとします。

地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕に該当する施策は、「1 低炭素社会※の実現」のほか、廃棄物分野は「2 循環型社会※の確立」、農林水産業は「3 自然との共生社会の確立」、啓発活動や市民・事業者とのパートナーシップづくりについては「5 協働社会の推進」の中で、一体的に取り組みます。



第4章の見方について

1 低炭素社会※の実現

改定にあたり、
変更した項目は『【変更】』、
新規に追加した項目は『【新規】』と表記

(1) 家庭での取り組み

平成32年度（2020年度）における目標（指標）

指 標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
省エネ相談※件数 【変更】	0件／年度	118件／年度	200件／年度
住宅用太陽光発電システムの設置戸数	310基 (H20)	1 152基	1 310基

【指標の中間見直しについて】

「環境家計簿※等による診断件数」から「省エネ相談※件数」に変更したため、今後も環境家計簿※の利用促進を図るとともに、省エネ相談※を取り組みに追加し、指標については環境家計簿※よりも取り組み状況を把握しやすい省エネ相談※件数に見直すものです。

改定にあたり見直しを行った指標について、その理由を記載

各主体の取り組み

① 日常生活のエコ

取り組みのうち、「地球温暖化対策実行計画 [区域施策編]」に該当するものに表示

市民

- 身近でできる省エネ行動を実践します。
- 環境家計簿※・省エネ相談※を利用します。

市民
事業者
市

- 市民団体・事業者・市は連携して、情報の提供や環境家計簿※の診断、省エネ相談※窓口の設置、省エネ設備機器の普及啓発などを実施します。

見直しを行った取り組みは『●』で表示

② 地産地消※による食卓のエコ

市民

- 地域産の農林水産物を食卓にのせます。

事業者

- 地域産の農林水産物の提供に努めます。

市

- 舞鶴産農林水産物を利用した商品の開発や生産、販売を支援します。
- 学校や福祉施設等の舞鶴産農林水産物利用を支援します。

取り組みの主体を表示

③ 住まいのエコ

市民

- 太陽光発電・太陽熱利用設備やガスコージェネレーション※設備・ヒートポンプ式給湯器※を積極的に導入します。
- 高断熱改修を積極的に実施します。
- 新築、建替時は高断熱住宅※を選択します。
- 省エネ機器やLED照明への買い替えを進めます。

事業者

- エコ住宅事業に積極的に参画し、有効な情報を提供します。

市

- 市民の導入を支援します。

1 低炭素社会※の実現

(1) 家庭での取り組み

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
省エネ相談※件数【変更】	0件/年度	118件/年度	200件/年度
住宅用太陽光発電システムの設置戸数	310基(H20)	1,152基	1,310基

【指標の中間見直しについて】

「環境家計簿※等による診断件数」から「省エネ相談※件数」に変更します。これは、家庭での取り組みを促進するため、今後も環境家計簿※の利用促進を図るとともに、省エネ相談※を取り組みに追加し、指標については環境家計簿※よりも取り組み状況を把握しやすい省エネ相談※件数に見直すものです。

各主体の取り組み

① 日常生活のエコ

市民

- 身近でできる省エネ行動を実践します。
- 環境家計簿※・省エネ相談※を利用します。

市民
事業者
市

- 市民団体・事業者・市は連携して、情報の提供や環境家計簿※の診断、省エネ相談※窓口の設置、省エネ設備機器の普及啓発などを実施します。

② 地産地消※による食卓のエコ

市民

- 地域産の農林水産物を食卓にのせます。

事業者

- 地域産の農林水産物の提供に努めます。

市

- 舞鶴産農林水産物を利用した商品の開発や生産、販売を支援します。
- 学校や福祉施設等の舞鶴産農林水産物利用を支援します。

③ 住まいのエコ

市民

- 太陽光発電・太陽熱利用設備やガスコージェネレーション※設備・ヒートポンプ式給湯器※を積極的に導入します。
- 高断熱改修を積極的に実施します。
- 新築、建替時は高断熱住宅※を選択します。
- 省エネ機器やLED照明への買い替えを進めます。

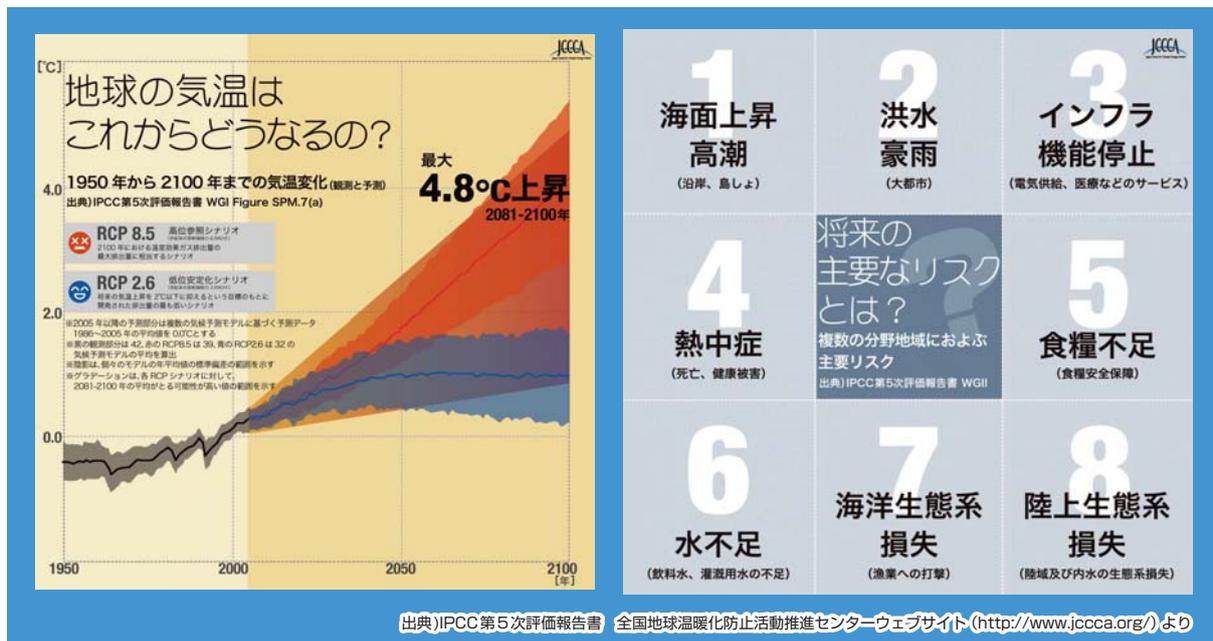
事業者

- エコ住宅事業に積極的に参画し、有効な情報を提供します。

市

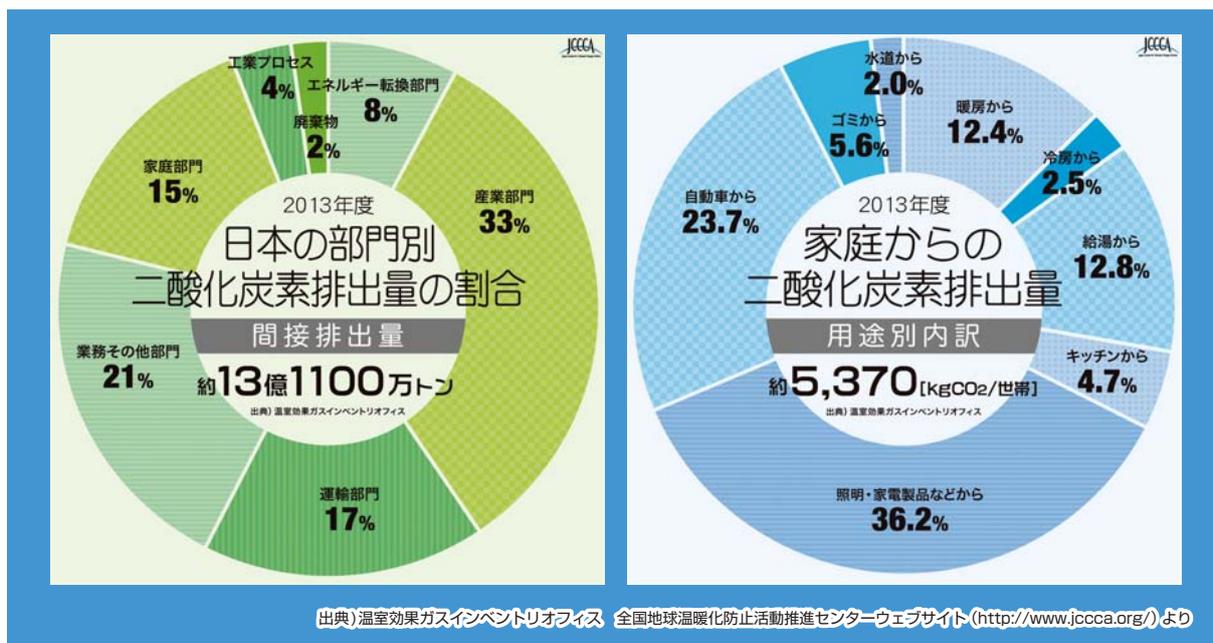
- 市民の導入を支援します。

地球温暖化と私たちの生活



世界の平均気温は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル※）第5次評価報告書によると、1880-2012年の間に0.85°C上昇しており、また、2100年には最大4.8°C上昇(1986-2005年比)する(左上表)とされています。地球温暖化により、右上表のとおり、世界や日本、ひいてはわたしたちの生活に様々な影響があると予測されています。

世界では、気温上昇を産業革命前に比べて2°C未満に抑えるとともに、1.5°C未満に収まるよう努力することを目的としたパリ協定が採択されています。2°C未満に抑えるためには、温室効果ガス※排出量を2050年には世界全体で40～70%削減(2010年比)し、2100年にはゼロかマイナスにする必要があります。主な温室効果ガス※である二酸化炭素排出量(2012年)が世界の約3.7%で5番目に多い日本の責任も大きく、2030年度における温室効果ガス※排出量を2013年度比で26%削減することを目標としています。



日本の二酸化炭素排出量の部門別割合は左上表のとおりであり、私たちの家庭からの排出(右上表)を含め、経済社会活動のあらゆる場面が地球温暖化につながっています。将来世代に持続可能な社会を引き継いでいくため、私たちにできることをはじめ、積極的に地球温暖化対策に取り組む必要があります。

(2) 事業所での取り組み

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
大規模排出事業者の省エネ法※による削減目標	306,583t-CO ₂ /年度 (H20) 【変更】	282,437t-CO ₂ /年度	276,120t-CO ₂ /年度 【変更】
市内事業者の環境マネジメントシステム※新規導入件数 【変更】	2事業所/年 【変更】	4事業所/年 【変更】	20事業所/年 【変更】
省エネルギー、再生可能エネルギー※技術の導入支援件数	0件	4件	10件

【指標の中間見直しについて】

「大規模排出事業者の省エネ法※による削減目標」の基準年度及び目標年度の数値について、省エネ法※に基づく届出が必要な大規模排出事業者が減少したため、当該事業者の排出量を差し引いて再設定しました。

また、「市内事業者の環境マネジメントシステム※導入件数」から「市内事業者の環境マネジメントシステム※新規導入件数」に変更します。これは、環境マネジメントシステム※を認証取得後、それにより得たノウハウを活用して、認証機関による認証を更新せずに自己適合宣言に切り替える事業者があることから、指標を新規導入件数に変更するものです。

各主体の取り組み

① 省エネに向けた取り組みの促進

事業者

- 生産工程を見直すなど、エネルギー管理を徹底します。
- 省エネ診断事業の活用などにより事業活動を見直し、省エネを推進します。

市民

- 従業員一人ひとりが省エネの取り組みを推進します。

市

- 情報の提供に努めます。
- 市の施設におけるエネルギー管理を徹底します。



■ 専門家による省エネ診断

② 省エネの仕組みの活用 

②-1 京都府地球温暖化対策条例※など法令

事業者 ○削減目標に則り、温室効果ガス※の排出抑制に努めます。

市 ○舞鶴市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に則り、排出抑制に努めます。

②-2 環境マネジメントシステム※

**事業者
市** ○環境マネジメントシステム※の登録・認証取得を図ります。

市 ●環境マネジメントシステム※の登録・認証取得を支援します。

②-3 排出量取引制度※

市 ●排出量取引制度※の情報提供、情報発信を行います。

事業者 ●排出量取引制度※を活用します。

②-4 環境経営セミナー

市 ○環境経営セミナーを開催します。

事業者 ○環境経営セミナーに積極的に参加します。

②-5 省エネシステム

事業者 ○E S C O※, C A S B E E※, B E M S※など省エネのシステムを活用します。

市 ●ESCO※などについて、市の施設での活用に向けた研究を行います。

③ 省エネルギー、再生可能エネルギー※技術の導入 

事業者 ○設備機器の導入や更新にあたっては、省エネルギー型のものを利用します。
○工場や事務所に断熱性などに配慮した省エネ型の設計を取り入れます。
●太陽光発電や燃料電池※装置など、再生可能エネルギー※設備の導入を進めます。
○省エネ型蛍光灯やLED照明への転換を促進します。
○工場廃熱を有効活用します。

市 ○事業者への導入を支援します。
○公共施設への率先導入を進めます。

④ 環境に配慮した新商品・技術の開発 

事業者 ○環境に配慮した新商品や技術開発に取り組みます。

市 ○事業者の取り組みを支援します。

～持続可能な社会、自社の経営改善に向けて～

環境マネジメントシステムのすすめ

●環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステム (Environmental Management System=EMS) は、組織や事業者等が、その運営や経営の中で自主的な環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく『環境マネジメント』のための体制・手続き等のしくみのことです。

国内外において深刻化している地球温暖化をはじめとした環境問題には、産業界も深く関わっており、事業者にとっても、環境問題への取り組み・対応は必要不可欠なものとなっています。そのような中、EMSは非常に有効な手段として、多くの企業等によって活用されています。

●主な効果とメリット

■ 企業の社会的責任 (CSR)、環境負荷の低減

CSRの一つである環境問題への取り組みについての手段・証明

■ コスト削減

省エネ・省資源による光熱水費削減、廃棄物削減などによる処理費削減など

■ 経営改善

P D C Aサイクルの構築など社内管理体制の効率化による経営改善、経費削減

■ 公共入札の加点

京都府や舞鶴市の公共工事入札における加点

■ 社外からの評価の向上、企業信用力の向上

顧客や取引先、一般市民等の環境意識向上や時流に対応した企業であることによる評価・信用

●取得に必要な手続きとコスト

※以下の手続き・コスト等は、一般的な目安を記載しています。実際には、認証の種類や、自社の業種、従業員数などの条件により異なりますので、詳しくはそれぞれの認証機関へお問い合わせください。

【手続き】 社内における推進体制整備、環境に係る実態把握等を行い、環境マネジメントの目標・計画・マニュアル等を作成・運用し、認証機関の審査・認証を受ける必要があります。

【コスト等】

	ISO 14001	K E S	エコアクション21	エコステージ (ステージ1・2)
審査登録費用 (コンサル料は除く)	50万円～	ステップ1：6万円 ステップ2：16万円	15万円～	40～100万円
維持費用	【1・2年後：維持審査】 15万円～ 【3年後：更新審査】 30万円～	【1・2年後：確認審査】 【3年後：更新審査】 ステップ1：各3万円 ステップ2：各8.5万円	【1年後：中間審査】 10万円～ 【2年後：更新審査】 15万円～	【定期評価・毎年】 【更新評価：3年毎】 各20万円～
構築～取得の期間	1年	7か月	半年	6～9か月
国内取得件数	約24,000件	約4,600件	約7,600件	約700件

注)「●●円～」と記載された費用は、従業員数や業種、事業所数等により異なります。また、上表は平成27年度現在の情報を基に作成しています。

(3) 交通対策の取り組み

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
電気自動車(EV・PHV)の普及台数	0台	74台	10,000台
電気自動車 急速充電設備の設置数	0基	7基	10基

【指標の中間見直しについて】

指標に「エコ通勤※参加者数」を設定していましたが、人数の把握が困難であることから削除するものです。

各主体の取り組み

① 自動車からの温室効果ガス※の排出抑制

市民
事業者
市

○アイドリングストップや急発進の抑制など、エコドライブに努めます。

市民

●パーク・アンド・ライド※の利用などにより、車の利用縮減を図ります。

② 自転車の利用促進

市民

○通勤や買い物、レジャーに自転車を積極的に利用します。

事業者

○自転車・電動アシスト自転車の販売・貸し出しを推進します。

市

- 自転車利用を促進します。
- 自転車の貸し出しを実施します。
- 自転車用道路の整備を進めます。
- 駐輪場の整備を進めます。

エコドライブを心がけましょう

エコドライブとは、以下のような環境に配慮した自動車の運転方法のことです。

- 加減速の少ない運転
- アイドリングストップ
- 不要な荷物は積まずに走行

エコドライブには、以下のような効果が期待できます。

- 燃料使用の抑制によるCO₂排出量の抑制
- 燃料使用の抑制による経済的負担の軽減
- スピード抑制などによる交通事故の減少



③ 公共交通の利用促進 

市民

○バスや電車など環境にやさしい公共交通を優先的に利用します。

事業者

○公共交通事業者は利便性の向上に努めます。
○貨物輸送においても公共交通を優先的に利用します。

市

○有効な情報の提供に努めます。
○地域振興・高齢化対応のための公共交通利用促進施策を検討します。
○公共交通のアクセス網を強化します。
○駅を拠点としたまちづくりを推進します。事業者
市

○出張や営業など事業活動においても、公共交通機関を優先的に利用します。

④ エコ通勤※・ノーマイカーデーの推進 市民
事業者
市

○エコ通勤※・ノーマイカーデーの取り組みを進めます。

市

○事業者への導入支援を検討します。

⑤ クリーンエネルギー車※の普及 市民
事業者

○購入や買い替え時にはハイブリッド自動車や電気自動車など、クリーンエネルギー車※を選択します。

事業者
市○クリーンエネルギー車※の普及啓発を実施します。
○レンタル・リースの仕組みを提案します。
○充電インフラ設備※の整備を進めます。

市

○事業者の導入を支援します。
○電気自動車を率先して導入します。

■ 電気自動車



■ 急速充電器（市役所前）

(4) 全般的な取り組み

各主体の取り組み

① 舞鶴版エコポイント※の取り組み

市民
事業者
市

○エコポイント※が商店街や地域で循環するシステムの仕組みづくりを検討します。

② コミュニティビジネス※の取り組み

市民
事業者

○地域社会の環境の課題解決に向けたコミュニティビジネス※に参画します。

市

○コミュニティビジネス※を支援します。

③ 再生可能エネルギー※の取り組み

市民
事業者
市

●地域で連携して、太陽光・風力・小水力※・バイオ燃料※など、再生可能エネルギー※の生産や利用について検討します。

市

●市民・事業者による再生可能エネルギー※の生産や利用に係る取り組みを支援します。

ペレットストーブ ～再生可能エネルギーを手軽に利用できます～

ペレットストーブを設置すれば、家庭でも再生可能エネルギー※(木質バイオマス)を手軽に利用することができます。ペレット燃料は、木の切りくずなどを細かく砕いた後に、圧縮して成型した固形燃料です。ペレット燃料をタンクに投入しておけば、あとは機械が自動で少しずつ投入してくれます。着火と消火もボタン1つででき、機種によっては自動着火や自動温度制御機能もあります。ほとんどのペレットストーブは、換気もしくは吸排気をファンを使って行い、吸排気筒と呼ばれる筒を通して外との空気の通り道を確認します。そのため、煙突を設置する必要がありません。設置費用は、本体価格と工事費を合わせて、35～70万円位が目安となります。

炭素が循環する木質バイオマス

木を燃やすと二酸化炭素が排出されますが、これは、もともと空気中にあった二酸化炭素を樹木が成長過程において吸収したものです。つまり、木を燃やしても、吸収された二酸化炭素が空気中に戻るだけです。これを「カーボンニュートラル」と呼びます。



ペレット燃料



ペレットストーブ

2 循環型社会※の確立

(5) ごみの減量

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
市民一人一日あたりのごみ排出量	982 g/人・日	884.4 g/人・日	845 g/人・日
マイバッグの使用率	10.6%	30.0%	50.0%
フリーマーケットの来場者数(会場:リサイクルプラザ)	370人/年度	570人/年度	1,500人/年度

各主体の取り組み

① ごみの発生抑制(リデュース※)の推進

市民

- 過剰な包装を断ります。
- 物を大切に使い、修理して長く使います。
- 詰め替え商品を選び購入します。
- マイバッグを持参して、レジ袋はもらいません。

市民事業者市

- 再生品、再生可能なものを優先して購入するなど、グリーン購入※に努めます。

事業者

- 過剰な包装をしません。
- 使い捨て商品の販売について考慮します。
- ポイント・特典制度を実施するなど、レジ袋削減のための取り組みを進めます。

市

- マイバッグ使用率の向上のため市民啓発に取り組みます。
- レジ袋削減を進める事業者を支援します。

② 再利用(リユース※)の推進

市民

- 使用しなくなったものは、捨てずにリユース※のため提供します。
- リユース※品を積極的に使用します。

市民事業者

- フリーマーケットに参加・協力します。
- リサイクル※教室に参加・協力します。

市民事業者市

- 3R※活動の企画・運営に参画します。
- 飲食ブースを伴うイベントにおいて、リユース※食器の使用を検討します。

市

- 子育て用品など、一時期しか使用しない物の再使用を進めます。
- 「ゆずります」「もらいます」コーナーなど、リユース※推進の仕組みづくりを進めます。
- フリーマーケットの内容の充実に取り組みます。
- リサイクル※教室を開催します。
- 市民、事業者が行う3R※活動の企画・運営を支援します。

(6) リサイクル※の推進

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
リサイクル※率	14.3%	15.0%	25.0%
紙類資源化量	2,958 t / 年度	2,672 t / 年度	5,000 t / 年度
マイ・リサイクル店※の認定店舗数	22店	24店	35店

各主体の取り組み

① ごみ分別の徹底

市民
事業者

○ごみの分別を徹底します。

市

- ごみ収集カレンダーの内容の充実を図ります。
- ごみ分別の優良自治会を顕彰します。
- 不燃ごみの分別収集における細分化を検討します。

② 紙ごみリサイクル※の推進

市民

○学校や地域の集団資源回収に協力します。

市

○古紙等の集団資源回収を行う団体を支援します。

③ 生ごみ堆肥化の促進

市民

- 講習会等に参加し、生ごみのリサイクル※に取り組みます。
- 生ごみ堆肥化容器を購入し、生ごみのリサイクル※に取り組みます。

市

- 小・中学校を対象とした生ごみリサイクル※のモデル事業を実施します。
- 生ごみリサイクル※講習会を開催します。
- 生ごみ堆肥化容器の購入を支援します。

④ マイ・リサイクル店※の拡充 

市民

○マイ・リサイクル店※を優先して利用します。

事業者

○マイ・リサイクル店※の認定のための取り組みを進めます。
○トレイ、ペットボトル等の資源物を店頭等で回収します。

市

○マイ・リサイクル店※の拡充のための啓発に努めます。

⑤ 事業活動におけるリサイクル※の推進 

事業者

○ゼロエミッション※の達成を目指します。
○廃棄物の有効利用について研究します。事業者
市

○建設工事において再生材の利用や発生材のリサイクル※に努めます。

市

○廃棄物の有効利用についての調査・研究を支援します。

⑥ 廃食用油（使用済みてんぷら油）の有効活用 市民
事業者

○廃食用油は捨てずに回収・リサイクル※に協力します。

市

○廃食用油の回収活動を行う市民団体を支援します。
○廃食用油から精製されるバイオディーゼル燃料（BDF）※の使用拡大に努めます。

■ マイ・バッグ持参運動
(マイ・リサイクル店)



■ 店頭におけるトレイ、紙パック等の回収（リサイクルの推進）
(マイ・リサイクル店)

「循環型社会」と「3R」

「循環型社会」について

循環型社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された社会のあり方です。製品等が廃棄物になることを抑制（Reduce）し、有用な循環資源は適正に再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）し、どうしても利用できない廃棄物は適正に処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を循環型社会といいます。

世界的に人口が増加し、人間の活動が活発化する中で、今後私たちは天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る「循環型社会」を確立してゆくことが重要になります。

循環型社会の確立には、私たち一人ひとりの「3R」に関する意識を向上させることが欠かせません。

「3R」について

循環型社会の確立のためにポイントとなる3つの行動を示しているのが「3R」です。「3R」は、以下の3つの英単語の頭文字「R」を表しています。

① Reduce (リデュース)

使う資源やごみの量を減らすこと

② Reuse (リユース)

ものを繰り返し使うこと

③ Recycle (リサイクル)

使い終わったものを資源として再び利用すること

「3R」の優先順位

Reduce リデュース > Reuse リユース

使用済みになったものがごみとなる量が少なくなるように、ものを製造・加工・販売(購入)・消費すること(リデュース)により、資源採取・製造・加工・輸送・販売等で発生する環境負荷や、ものを再使用・再生利用・処分するプロセスから発生する環境負荷を減らすことができるため。

Reuse リユース > Recycle リサイクル

使用済みになっても、再び使えるものはごみとして出さないで使う(リユース)ことで、ごみの収集やリサイクル、処分のプロセスを省略でき、その際に発生する環境負荷を減らすことができるため。

Recycle リサイクル > 適正処分

リデュース、リユースができずにごみとなったものを再生資源として再生利用する(リサイクル)ことで、天然資源の消費を減らすことができ、また、ごみの焼却や埋立てなど処分する際に発生する環境負荷を減らすことができるため。

(7) ごみの適正処理

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
環境美化里親制度(アダプト・プログラム まいづる)※の参加者数	674人	708人	1,000人
パトロールによるごみの不法投棄の発見数	187件/年度	191件/年度	130件/年度

各主体の取り組み

① 環境美化活動の拡充

市民

- 地域の美化活動に積極的に参加します。
- 「まいづるクリーンキャンペーン※」や「舞鶴の川と海を美しくする会※」、「環境美化里親制度(アダプト・プログラムまいづる)※」の美化活動に積極的に参加します。
- ごみのポイ捨ては絶対にしません。

事業者

- 地域の美化活動に積極的に参加します。

市

- 地域の美化活動を支援します。
- 清掃ボランティア組織の育成・支援を図ります。

② 海の美化保全

市民 事業者

- 海の美化活動に積極的に協力します。

市

- 舞鶴湾の海底清掃や漁港海岸に漂着したごみの回収等を実施します。
- 環境美化区域を指定し、観光客のマナーの向上に向けた啓発を行います。

③ 不法投棄の撲滅

市民

- 関係機関や地域と連携し、監視体制を強化します。
- 不法投棄の情報提供に努めます。

事業者

- 廃棄物を適正に処理します。

市

- 関係機関や地域と連携し、監視体制を強化します。
- 監視カメラを設置します。

3 自然との共生社会の確立

(8) 里山・里地・里海の保全と活用

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
間伐※実施面積(H23～H32)	—	122.34ha	1,300ha
遊休農地※面積	181ha	246ha	181ha
藻場※保全活動面積	—	3.6ha	6.5ha
ふるさとボランティア活動※の参加者数	29人/年度	130人/年度	100人/年度(※)

(※)「ふるさとボランティア活動※の参加者数」は、H26年度にH32年度目標を達成していますが、年度ごとの参加者数に変動があることから、目標年度において目標の数値を下回らないように取り組むこととし、目標は変更しないこととします。

各主体の取り組み

① 里山の保全と活用

市民
事業者
市

- 里山が荒廃しないよう手入れします。
- 地元産をはじめとした京都府内産木材の有効利用に努めます。
- 林業施策の研究を進めます。

市民
事業者

- 森林ボランティア活動※に参加・協力します。
- 里山に対する認識を深めます。
- 公共交通の利用に伴うカーボンオフセット※制度により、里山の植樹に取り組みます。

市

- 間伐※材の利用を促進します。
- 森林ボランティア活動※を支援します。

② 里地の保全と活用

市民

- 野菜づくりなど、遊休農地※を活用します。
- 地元でとれた農作物の購入に努めます

事業者

- 農地が荒廃しないよう手入れします。
- 栽培方法の指導や販売等に協力します。

市

- 遊休農地※の活用を支援します。



■ 森林ボランティアによる里山(竹林)整備

③ 里海の保全と活用

市民
市

- 水辺教室や水質検査を実施し、環境調査に取り組みます。

事業者
市

- 「海のゆりかご」と呼ばれる藻場※づくりを進めます。

④ 湧水の保全

市民
事業者

- 平成の名水百選※に選定された「真名井の清水」「大杉の清水」をはじめとした、地域での湧水を守る取り組みに参加・協力します。

市

- 地域での湧水を守る取り組みを支援します。
- 各地域の湧水を調査する取り組みを行います。

⑤ グリーンツーリズム※・ブルーツーリズム※の推進

市民
事業者

- ふるさとボランティア活動※に参加・協力します。
- 地域資源を活用した体験型の教育旅行を受け入れます。
- 里山・里地・里海を体験学習の場として活用します。

市

- ふるさとボランティア活動※を支援します。
- 地域資源を活用した体験型教育旅行の受け入れを支援します。
- 里山・里地・里海を体験学習の場として活用する取り組みを支援します。



■ 藻場育成グループにより育成中の藻場



■ 大杉の清水

(9) 野生生物との共生

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
京都府レッドリスト選定種※数(野生生物・絶滅寸前種・絶滅危惧種・準絶滅危惧種)	167種(H22)	177種	167種
天然記念物の指定件数	10件	12件	15件
有害鳥獣による農作物の被害面積	2,853a(H21)	2,004a(H25(※))	1,100a

(※)「有害鳥獣による農作物の被害面積」について、H26年度は自己消費地の被害面積が調査されていないため、H25年度の数値を記載しています。

各主体の取り組み

① 野生動植物の把握と保護

市民
事業者
市

- 野生動植物の生息状況を把握し、その保護に努めます。
- 地域に生息する動植物や特色ある景観等を「地域の宝物」として守っていきます。
- 舞鶴の守りたい自然※(①自然環境データブック、②自然観察ガイドブック「舞鶴フィールドミュージアム※」)を活用し、市内に生息する動植物等を幅広く紹介します。

② 外来生物の把握と対策

市民

- 外来種をむやみに自然に放しません。

市

- 特定外来生物※の早期発見、早期対策に努めます。

③ 有害鳥獣への的確な対応

市民
事業者
市

- 農林作物等に被害を与える鳥獣との棲み分けを図ります。

市

- 関係機関と連携して、増えすぎた有害鳥獣の適正な個体数管理を行います。

生物多様性について

生物多様性と自然の恵み

地球上には、3,000万種もの生き物が存在するといわれています。人間も含めたこれらの生き物全てに個性があり、相互に複雑に関わりあって存在しています。

生物多様性とは、これらの「生き物たちの豊かな個性とつながり」のことです。

私たちの生活に欠かせない食料や水、気候の安定などは、生物多様性がもたらす「自然の恵み」によるものです。私たちの生活は、次のような生態系の機能により支えられています。



加速する生物多様性の危機

生き物たちの絶滅スピードは、私たち人類の活動の影響により加速しており、自然の速度の約1,000倍で絶滅が進んでいるといわれています。

日本における生物多様性の危機には、次のような原因があります。

- 開発による生息地の減少や環境悪化、希少な生き物の乱獲
- 過疎化や高齢化などで人の手が入らなくなった里地里山の荒廃による自然環境の変化
- 外来種や有毒な化学物質など、人が持ち込むものによる生態系への影響

生物多様性の保全の取り組み

生物多様性が失われているほとんどの原因は、人間の活動によるものです。しかし、私たち人間が生物多様性の回復を実現することもできます。身近なことから、できることを探しましょう。

私たちが身近にできる取り組み

- 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わう
- 近くの山や川などに出かけて、自然にふれる
- 自然について学んだことを家族や友達に伝える
- エコラベルなどが付いた環境にやさしい製品を選ぶ
- 地域の自然保護活動へ参加する



地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

(10) 自然と調和した都市空間の形成

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
公共オープンスペース管理オーナー制度の参加件数	0件	0件	5件【変更】

【指標の中間見直しについて】

H32目標について、45件から5件へ変更します。これは、管理オーナー制度の導入が可能な公共オープンスペースや市民の参加ニーズの把握等が難しい現状を踏まえ、計画後期において市内5か所でモデル事業の実施を目指し、その後、事業を検証しながら参加を広げていくこととするため、目標件数を変更するものです。

各主体の取り組み

① 自然と親しめる場づくりの推進

市民
事業者
市

●生き物を育む川づくりを進めます。

市

○動植物が生息する多自然型の川の整備を進め、親水空間の確保に努めます。

② 環境に配慮したまちづくりの推進

市民
事業者
市

○地域の特性を活かした環境や景観を整備したり、守っていくための地域ごとのルールをつくります。

市民
事業者

○開発や建築等を行う場合は、良好な景観の形成に配慮します。

市

○優良農地や豊かな自然、美しい景観を保全するための区域を定め、その環境保全に努めます。



■ 多自然型の整備(寺川)



■ 親水空間(与保呂川)

③ 市街地緑化の推進 

市民事業者

- 公共オープンスペースの管理ボランティアに参加・協力します。
- 敷地内を花や緑で彩ります。
- 園芸教室や樹木管理講習会などに参加・協力します。

市民事業者市

- みどりのカーテンの普及に取り組みます。
- ビルの屋上や壁面の緑化を進めます。

市

- 公共オープンスペースを管理するオーナー制度を設けます。
- 花と緑のあるまちづくりを進めます。
- 緑化に対する知識・技術の向上を図るため、園芸教室や樹木管理講習会を開催します。
- 事業者が取り組むビルの屋上や壁面の緑化を支援します。

「みどりのカーテン」の取り組み

「みどりのカーテン」は、つる性の植物を窓の外側に這わせることで、夏の強い日差しを和らげ室温の上昇を抑えるとともに、植物の蒸散作用※によって周りの温度を低くする効果がある自然のカーテンです。室温の上昇が抑えられることから、エアコンの使用を控えることができ、温室効果ガス※排出量の削減につながります。

さらに、植物を育てたり観賞すること自体に楽しみや癒し、教育的な効果があり、またできた実の収穫や食事などの楽しみもあります。

みどりのカーテン普及の取り組みとして、まいづる環境市民会議(p104参照)では、ゴーヤの苗を市内の福祉施設や公共施設、希望する市民に無料配布するとともに、育成方法のアドバイスなどを行っています。また、小学校において育成方法や地球温暖化に関する講座を行うなど、啓発活動を実施しています。



みどりのカーテンの設置状況 (南公民館)



ゴーヤの苗の植えつけ (高野小学校)

4 良好な生活環境の確保

(11) 大気環境の保全

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指 標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
大気中の二酸化窒素(NO ₂)※濃度	0.007～0.027ppm	0.005～0.017ppm (環境基準※値以下)	環境基準※値 0.06ppm 以下

各主体の取り組み

① 大気の現況把握

市 ○大気に関する基礎データの収集に努めます。

② 工場、事業場からの大気汚染(含む悪臭)の抑制

事業者 ○公害防止機器の設置や適正管理を徹底します。

市 ○工場、事業所の大気汚染や悪臭の防止に向けた自主的な取り組みを促します。

③ 自動車排ガスの抑制強化

**市民
事業者** ○より低公害な車の利用に努めます。
○自動車の整備点検に努めます。

市 ○自動車排ガス(二酸化窒素[NO₂]※濃度)の監視を強化します。



■ 大気環境監視結果の表示(市役所ホール)

(12) 水環境の保全

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指 標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
舞鶴湾の化学的酸素要求量(COD) _※ 値	2.3 ~ 2.9mg/ℓ	2.0 ~ 2.4mg/ℓ	環境基準 _※ 値 2mg/ℓ以下
由良川、伊佐津川、河辺川の 生物化学的酸素要求量(BOD) _※ 値	0.6 ~ 1.7mg/ℓ	0.5 ~ 2.1mg/ℓ	環境基準 _※ 値 2mg/ℓ以下
水洗化普及率 _※	70.2%	94.1%	98%
水洗化率 _※	58%	88.3%	92%

各主体の取り組み

① 水洗化の普及促進

市
民
事
業
者

- 下水道や浄化槽により水洗化に努めます。
- 下水道や浄化槽の適正な使用に努め、油・異物等を流しません。

市

- 様々な事業手法で処理区域を拡大し、全市水洗化を目指します。
- 水洗化の普及を促進します。
- し尿のみを処理する単独浄化槽から、生活雑排水を併せて処理する合併浄化槽もしくは下水道への接続の啓発を進めます。

② 河川や海の水質の把握

市

- 定期的に河川や舞鶴湾の水質調査を実施します。

③ 水質汚濁の抑制と改善

市
民

- 海や河川、水路などに汚れた水や油などを流しません。

事
業
者

- 事業活動に伴う排水を適正に処理します。

市

- 水質汚濁防止に向けての啓発や指導に努めます。
- 工場、事業所の水質汚濁防止に向けた自主的な取り組みを促します。
- 舞鶴湾の水質の改善に向け、関係機関と連携して調査・研究を行います。

④ 環境負荷が少ない農林水産業の促進

- | | |
|--------------|---|
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○家畜のふん尿を堆肥化することで適正に処理します。 ○エコファーマーを認証取得するなど、環境にやさしい農業に取り組みます。 ○MSC 漁業を認証取得するなど、限りある海洋資源を大切にします。 ○無給餌養殖に取り組みます。 |
| 市民事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷が少ない舞鶴産農水産物を利用します。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○エコファーマー活動等を支援します。 ○MSC 漁業等の認証取得を支援します。 ○無給餌養殖を支援します。 ●環境負荷が少ない舞鶴産農水産物の利用を促進します。 |

エコファーマーとは

化学肥料や化学農薬の多用によって生じる環境汚染や農地の生産力低下といった問題に対応するため、国は、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を制定し、エコファーマー制度を創設しました。

以下の3つの技術（＝持続性の高い農業生産方式）に一体的に取り組む計画を立てた者を、都道府県知事が認定する際の愛称が「エコファーマー」です。

- ①堆肥等の有機質資材を用いた土づくりに関する技術
- ②化学肥料の使用量を低減する技術
- ③化学農薬の使用量を低減する技術

MSC 漁業認証とは

MSC 漁業認証は、持続可能で適切に管理され、環境に配慮した漁業を認証する制度で、イギリスに本部のある海洋管理協議会（MSC）が定める「持続可能な漁業のための原則と基準」（以下の3つの原則）に基づき、第三者の認証機関が認証し、その水産物にはMSCの認証マークが与えられます。

- ①過剰な漁獲を行わず、資源を枯渇させない。
- ②漁場となる海の生態系やその多様性、生産力を維持できる形で漁業を行う。
- ③国際的、または国内、地域的なルールに則した漁業を行う。また、持続可能な資源利用ができる制度や社会的な体制を作る。

【舞鶴のアカガレイ漁】

本市にある京都府機船底曳網漁業連合会が行っているアカガレイ漁は、国際的な厳しい基準をクリアして、平成20年に日本そしてアジアでも初となるMSCの漁業認証を取得しました。



水揚げされたアカガレイ

(13) 生活環境の保全

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
自動車騒音の環境基準※が超過している地点数 (測定地点合計27地点)	11地点	8地点	5地点
公害の苦情件数	71件/年度	42件/年度	30件/年度

各主体の取り組み

① 騒音・振動公害対策の推進

市民

○日常生活によって発生する音に気配りをします。

事業者

○施設や建設工事で発生する騒音や振動が関係法令の規制値以下の場合であっても、周辺に迷惑がかからないよう努めます。

市

○良好な住環境が維持できるよう関係機関と連携して対策を講じます。
○騒音・振動の防止に向けての啓発や指導に努めます。

② 有害化学物質※対策の推進

市民
事業者

○日常生活や事業活動に伴い、有害化学物質※が発生しないよう適正に管理・処理します。

市民

○情報を収集し、理解を深めます。
○発生源となる製品を購入・使用しないように努めます。

市

○情報収集を行い、関係機関と連携して対策を講じます。

③ 野焼きの防止

市民
事業者

○法律の基準に適合しない焼却炉でごみを燃やしません。
○「野焼きの例外」であっても、周辺に迷惑がかからないよう努めます。

市

○野焼き等の防止に向けての啓発や指導に努めます。

④ 環境保全の監視・指導の強化

- 事業者** ○環境保全協定※を締結し、公害の防止に向けた自主的な取り組みを進めます。
- 市** ○関係法令や環境保全協定※等に基づき、監視・指導の強化を図ります。
●国・京都府・電力事業者と共に、大気中の放射性物質のモニタリング体制強化に取り組めます。

⑤ 建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進

- 事業者** ○低排出ガス・低騒音型の建設機械の使用など、環境に配慮した工事の施工に取り組めます。
- 市**

野焼きは法律で禁止されています

「野焼き」は、一部の例外や基準に適合した焼却設備を使用する場合を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

例外とされる野焼きであっても、風向きや時間帯を考慮し、周辺住民の方の迷惑にならないように注意してください。なお、火災予防のため事前に消防署への届出を行ってください。

【例外と認められているもの】

- 国又は地方公共団体で、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業または漁業を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの



廃棄物を 800℃より低温で焼却すると、有害なダイオキシンが多く発生します。800℃以上の高温で焼却するためには、基準に適合した焼却施設の使用が必要です。

5 協働社会の推進

(14) 環境保全活動の連携

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
まいづるクリーンキャンペーン※参加者数	市民の 15人に1人	市民の 9.8人に1人	市民の 8人に1人

各主体の取り組み

① 連携の仕組みづくり

市民
事業者
市

- 「まいづるクリーンキャンペーン※」をはじめとした各種環境保全活動を舞鶴市全体に広げます。
- (仮称)舞鶴市環境基本条例の制定について検討します。

市

- 情報や場所、人材の提供など、環境保全活動を支援します。
- 市民団体等の環境保全に関する提案を積極的に施策に反映させるよう努めます。
- 各種団体のネットワークづくりを行います。
- 環境保全活動を支援する基金の創設を検討します。

② 環境保全に向けた人材育成

市民
事業者
市

- 環境保全活動を牽引する人材の育成に努めます。



■ まいづるクリーンキャンペーン(一斉清掃)

(15) 環境学習・環境教育の推進

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

指標	H17(2005) 【基準】	H26(2014) 【現状】	H32(2020) 【目標】
環境をテーマとした講座等の実施回数	68回/年度	81回/年度	100回/年度
まちの先生※(生涯学習ボランティアバンク※： 環境・自然観察分野)の登録者数【変更】	2団体・人	7団体・人	20団体・人

【指標の中間見直しについて】

「生涯学習ボランティアバンク※の登録者数」から「まちの先生※の登録者数」に変更します。
これは、市の制度の変更に伴い変更するものです。

各主体の取り組み

① 環境学習の充実

市民
事業者

○講座や講演会等に参加・協力します。

事業者
市

○施設見学に協力します。

事業者

○社員の環境教育を推進します。

市

○講座や講演会等を開催します。

市民
事業者
市

●子どもの環境教育について、学校や市、市民団体、事業者など、関係者が連携して推進します。

② 自然体験学習の充実

市民
事業者

○市民団体等が主催する学習会や自然観察会等に参加・協力します。

市

○市民団体等が主催する学習会や自然観察会等の取り組みを支援します。

③ 「まちの先生※」(生涯学習ボランティアバンク※)の利用促進

市民

- 「まちの先生※」(生涯学習ボランティアバンク※)に登録し、学習活動を展開します。
- 環境学習に利用します。

事業者

- 社員の環境教育に利用します。

市

- 「まちの先生※」(生涯学習ボランティアバンク※)が活用されるよう市民に幅広く情報提供します。

④ 出前型講座の拡充 

市民

- 講座や講演会等で講師を務めます。

市民
事業者

- 出前型講座を活用します。

市

- 地球温暖化や自然など、環境に関する出前型講座に取り組みます。



■ エコ・ウォッチング(舞鶴自然文化園)
(主催:舞鶴の川と海を美しくする会)



■ 環境学習、出前型講座(余内小学校)

(16) 環境情報の提供

平成32年度(2020年度)における目標(指標)

【指標の中間見直しについて】

指標として「環境対策室のホームページアクセス数」を設定していましたが、市の情報システムの変更によりアクセス数の把握ができなくなったため、削除するものです。

各主体の取り組み

① 環境情報の充実

市民

○環境に関する情報に関心を持ち、情報を収集します。

事業者

○環境に関する情報の収集に協力します。

市

○環境白書や市ホームページなどを通して、さまざまな環境情報をわかりやすく発信します。

○図書館に所蔵する環境図書を充実します。

環境白書『舞鶴の環境』の発行

舞鶴市では、市が推進している環境保全対策やその取り組みの進捗状況を紹介するとともに、本市の環境の現状について理解を深めていただくため、舞鶴市環境基本計画年次報告書として『舞鶴の環境』(環境白書)を平成12年度から毎年発行しています。

『舞鶴の環境』は、市ホームページで公開しているほか、市役所生活環境課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、東・西図書館、各公民館、大浦・城南会館で無料配布しています。



舞鶴の環境(環境白書)平成23～26年度版

6 温室効果ガス※削減に向けた施策【再掲】

環境基本計画の施策中で、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に該当する取り組みは、以下のとおりです。

【※●は、見直しを行った取り組みです。】

① 低炭素社会※の実現

取組内容	取り組み主体		
	市民	事業者	市
(1) 家庭での取り組み			
①日常生活のエコ			
○身近でできる省エネ行動を実践します。	○		
●環境家計簿※・省エネ相談※を利用します。	○		
○市民団体・事業者・市は連携して、情報の提供や環境家計簿※の診断、省エネ相談※窓口の設置、省エネ設備機器の普及啓発などを実施します。	○	○	○
②地産地消※による食卓のエコ			
○地域産の農林水産物を食卓にのせます。	○		
○地域産の農林水産物の提供に努めます。		○	
○舞鶴産農林水産物を利用した商品の開発や生産、販売を支援します。			○
○学校や福祉施設等の舞鶴産農林水産物利用を支援します。			○
③住まいのエコ			
○太陽光発電・太陽熱利用設備やガスコージェネレーション※設備・ヒートポンプ式給湯器※を積極的に導入します。	○		
○高断熱改修を積極的に実施します。	○		
○新築、建替時は高断熱住宅※を選択します。	○		
○省エネ機器やLED照明への買い替えを進めます。	○		
●エコ住宅事業に積極的に参画し、有効な情報を提供します。		○	
○市民の導入を支援します。			○
(2) 事業所での取り組み			
①省エネに向けた取り組みの促進			
○生産工程を見直すなど、エネルギー管理を徹底します。		○	
●省エネ診断事業の活用などにより事業活動を見直し、省エネを推進します。		○	
○従業員一人ひとりが省エネの取り組みを推進します。	○		
○情報の提供に努めます。			○
●市の施設におけるエネルギー管理を徹底します。			○
②省エネの仕組みの活用			
②-1 京都府地球温暖化対策条例※など法令			
○削減目標に則り、温室効果ガス※の排出抑制に努めます。		○	
○舞鶴市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に則り、排出抑制に努めます。			○

取組内容	取り組み主体		
	市民	事業者	市
②-2 環境マネジメントシステム※			
○環境マネジメントシステム※の登録・認証取得を図ります。		○	○
●環境マネジメントシステム※の登録・認証取得を支援します。			○
②-3 排出量取引制度※			
●排出量取引制度※の情報提供、情報発信を行います。			○
●排出量取引制度※を活用します。		○	
②-4 環境経営セミナー			
○環境経営セミナーを開催します。			○
○環境経営セミナーに積極的に参加します。		○	
②-5 省エネシステム			
○ESCO※、CASBEE※、BEMS※など省エネのシステムを活用します。		○	
●ESCO※などについて、市の施設での活用に向けた研究を行います。			○
③省エネルギー、再生可能エネルギー※技術の導入			
○設備機器の導入や更新にあたっては、省エネルギー型のものを利用します。		○	
○工場や事務所に断熱性などに配慮した省エネ型の設計を取り入れます。		○	
●太陽光発電や燃料電池※装置など、再生可能エネルギー※設備の導入を進めます。		○	
○省エネ型蛍光灯やLED照明への転換を促進します。		○	
○工場廃熱を有効活用します。		○	
○事業者への導入を支援します。			○
○公共施設への率先導入を進めます。			○
④環境に配慮した新商品・技術の開発			
○環境に配慮した新商品や技術開発に取り組みます。		○	
○事業者の取り組みを支援します。			○
(3) 交通対策の取り組み			
①自動車からの温室効果ガス※の排出抑制			
○アイドリングストップや急発進の抑制など、エコドライブに努めます。	○	○	○
●パーク・アンド・ライド※の利用などにより、車の利用縮減を図ります。	○		
②自転車の利用促進			
○通勤や買い物、レジャーに自転車を積極的に利用します。	○		
○自転車・電動アシスト自転車の販売・貸し出しを推進します。		○	
○自転車利用を促進します。			○
○自転車の貸し出しを実施します。			○
○自転車用道路の整備を進めます。			○
○駐輪場の整備を進めます。			○

取組内容	取り組み主体		
	市民	事業者	市
③公共交通の利用促進			
○バスや電車など環境にやさしい公共交通を優先的に利用します。	○		
○公共交通事業者は利便性の向上に努めます。		○	
○貨物輸送においても公共交通を優先的に利用します。		○	
○有効な情報の提供に努めます。			○
○地域振興・高齢化対応のための公共交通利用促進施策を検討します。			○
○公共交通のアクセス網を強化します。			○
○駅を拠点としたまちづくりを推進します。			○
○出張や営業など事業活動においても、公共交通機関を優先的に利用します。		○	○
④エコ通勤※・ノーマイカーデーの推進			
○エコ通勤※・ノーマイカーデーの取り組みを進めます。	○	○	○
○事業者への導入支援を検討します。			○
⑤クリーンエネルギー車※の普及			
○購入や買い替え時にはハイブリッド自動車や電気自動車など、クリーンエネルギー車※を選択します。	○	○	
○クリーンエネルギー車※の普及啓発を実施します。		○	○
○レンタル・リースの仕組みを提案します。		○	○
○充電インフラ設備※の整備を進めます。		○	○
○事業者の導入を支援します。			○
○電気自動車を率先して導入します。			○
(4) 全般的な取り組み			
①舞鶴版エコポイント※の取り組み			
○エコポイント※が商店街や地域で循環するシステムの仕組みづくりを検討します。	○	○	○
②コミュニティビジネス※の取り組み			
○地域社会の環境の課題解決に向けたコミュニティビジネス※に参画します。	○	○	
○コミュニティビジネス※を支援します。			○
③ 再生可能エネルギー※の取り組み			
●地域で連携して、太陽光・風力・小水力※・バイオ燃料※など、再生可能エネルギー※の生産や利用について検討します。	○	○	○
●市民・事業者による再生可能エネルギー※の生産や利用に係る取り組みを支援します。			○

② 循環型社会※の確立

取組内容	取り組み主体		
	市民	事業者	市
(5) ごみの減量			
①ごみの発生抑制（リデュース※）の推進			
○過剰な包装を断ります。	○		
○物を大切に使い、修理して長く使います。	○		
○詰め替え商品を選び購入します。	○		
○マイバッグを持参して、レジ袋はもらいません。	○		
○再生品、再生可能なものを優先して購入するなど、グリーン購入※に努めます。	○	○	○
○過剰な包装をしません。		○	
○使い捨て商品の販売について考えます。		○	
○ポイント・特典制度を実施するなど、レジ袋削減のための取り組みを進めます。		○	
○マイバッグ使用率の向上のため市民啓発に取り組みます。			○
○レジ袋削減を進める事業者を支援します。			○
②再使用（リユース）※の推進			
○使用しなくなったものは、捨てずにリユース※のため提供します。	○		
○リユース※品を積極的に使用します。	○		
○フリーマーケットに参加・協力します。	○	○	
○リサイクル※教室に参加・協力します。	○	○	
●3R※活動の企画・運営に参画します。	○	○	○
●飲食ブースを伴うイベントにおいて、リユース※食器の使用を検討します。	○	○	○
○子育て用品など、一時期しか使用しない物の再使用を進めます。			○
○「ゆずります」「もらいます」コーナーなど、リユース※推進の仕組みづくりを進めます。			○
○フリーマーケットの内容の充実に取り組みます。			○
○リサイクル※教室を開催します。			○
●市民、事業者が行う3R※活動の企画・運営を支援します。			○
(6) リサイクル※の推進			
①ごみ分別の徹底			
○ごみの分別を徹底します。	○	○	
○ごみ収集カレンダーの内容の充実を図ります。			○
○ごみ分別の優良自治会を顕彰します。			○
○不燃ごみの分別収集における細分化を検討します。			○
②紙ごみリサイクル※の推進			
○学校や地域の集団資源回収に協力します。	○		
○古紙等の集団資源回収を行う団体を支援します。			○

取組内容	取り組み主体		
	市民	事業者	市
③生ごみ堆肥化の促進			
○講習会等に参加し、生ごみのリサイクル※に取り組みます。	○		
○生ごみ堆肥化容器を購入し、生ごみのリサイクル※に取り組みます。	○		
○小・中学校を対象とした生ごみリサイクル※のモデル事業を実施します。			○
○生ごみリサイクル講習会を開催します。			○
○生ごみ堆肥化容器の購入を支援します。			○
④マイ・リサイクル店※の拡充			
○マイ・リサイクル店※を優先して利用します。	○		
○マイ・リサイクル店※の認定のための取り組みを進めます。		○	
○トレイ、ペットボトル等の資源物を店頭等で回収します。		○	
○マイ・リサイクル店※の拡充のための啓発に努めます。			○
⑤事業活動におけるリサイクル※の推進			
○ゼロエミッション※の達成を目指します。		○	
○廃棄物の有効利用について研究します。		○	
○建設工事において再生材の利用や発生材のリサイクル※に努めます。		○	○
○廃棄物の有効利用についての調査・研究を支援します。			○
⑥廃食用油（使用済みてんぷら油）の有効活用			
○廃食用油は捨てずに回収・リサイクル※に協力します。	○	○	
○廃食用油の回収活動を行う市民団体を支援します。			○
○廃食用油から精製されるバイオディーゼル燃料（BDF）※の使用拡大に努めます。			○
（7）ごみの適正処理			
①環境美化活動の拡充			
○地域の美化活動に積極的に参加します。	○		
○「まいづるクリーンキャンペーン※」や「舞鶴の川と海を美しくする会※」、「環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）※」の美化活動に積極的に参加します。	○		
○ごみのポイ捨ては絶対にしません。	○		
○地域の美化活動に積極的に参加します。		○	
○地域の美化活動を支援します。			○
○清掃ボランティア組織の育成・支援を図ります。			○
②海の美化保全			
○海の美化活動に積極的に協力します。	○	○	
○舞鶴湾の海底清掃や漁港海岸に漂着したごみの回収等を実施します。			○
●環境美化区域を指定し、観光客のマナーの向上に向けた啓発を行います。			○
③不法投棄の撲滅			
○関係機関や地域と連携し、監視体制を強化します。	○		
○不法投棄の情報提供に努めます。	○		
○廃棄物を適正に処理します。		○	
○関係機関や地域と連携し、監視体制を強化します。			○
○監視カメラを設置します。			○

③ 自然との共生社会の確立

取組内容	取り組み主体		
	市民	事業者	市
(8) 里山・里地・里海の保全と活用			
① 里山の保全と活用			
○里山が荒廃しないよう手入れします。	○	○	○
○地元産をはじめとした京都府内産木材の有効利用に努めます。	○	○	○
○林業施策の研究を進めます。	○	○	○
○森林ボランティア活動※に参加・協力します。	○	○	
○里山に対する認識を深めます。	○	○	
○公共交通の利用に伴うカーボンオフセット※制度により、里山の植樹に取り組みます。	○	○	
○間伐※材の利用を促進します。			○
○森林ボランティア活動※を支援します。			○
(10) 自然と調和した都市空間の形成			
② 環境に配慮したまちづくりの推進			
○地域の特性を活かした環境や景観を整備したり、守っていくための地域ごとのルールをつくります。	○	○	○
○開発や建築等を行う場合は、良好な景観の形成に配慮します。	○	○	
○優良農地や豊かな自然、美しい景観を保全するための区域を定め、その環境保全に努めます。			○
③ 市街地緑化の推進			
○公共オープンスペースの管理ボランティアに参加・協力します。	○	○	
○敷地内を花や緑で彩ります。	○	○	
○園芸教室や樹木管理講習会などに参加・協力します。	○	○	
○緑のカーテンの普及に取り組みます。	○	○	○
○ビルの屋上や壁面の緑化を進めます。	○	○	○
○公共オープンスペースを管理するオーナー制度を設けます。			○
○花と緑のあるまちづくりを進めます。			○
○緑化に対する知識・技術の向上を図るため、園芸教室や樹木管理講習会を開催します。			○
○事業者が取り組むビルの屋上や壁面の緑化を支援します。			○

⑤ 協働社会の推進

取組内容	取り組み主体		
	市民	事業者	市
(14) 環境保全活動の連携			
①連携の仕組みづくり			
○「まいづるクリーンキャンペーン※」をはじめとした各種環境保全活動を舞鶴市全体に広げます。	○	○	○
○（仮称）舞鶴市環境基本条例の制定について検討します。	○	○	○
○情報や場所、人材の提供など、環境保全活動を支援します。			○
○市民団体等の環境保全に関する提案を積極的に施策に反映させるよう努めます。			○
○各種団体のネットワークづくりを行います。			○
○環境保全活動を支援する基金の創設を検討します。			○
②環境保全に向けた人材育成			
●環境保全活動を牽引する人材の育成に努めます。	○	○	○
(15) 環境学習・環境教育の推進			
①環境学習の充実			
○講座や講演会等に参加・協力します。	○	○	
○施設見学に協力します。		○	○
○社員の環境教育を推進します。		○	
○講座や講演会等を開催します。			○
●子どもの環境教育について、学校や市、市民団体、事業者など、関係者が連携して推進します。	○	○	○
④出前型講座の拡充			
○講座や講演会等で講師を努めます。	○		
○出前型講座を活用します。	○	○	
○地球温暖化や自然など、環境に関する出前型講座に取り組みます。			○
(16) 環境情報の提供			
①環境情報の充実			
○環境に関する情報に関心を持ち、情報を収集します。	○		
○環境に関する情報の収集に協力します。		○	
○環境白書や市ホームページなどを通して、さまざまな環境情報をわかりやすく発信します。			○
○図書館に所蔵する環境図書を充実します。			○

7 温室効果ガス※の削減目標量の内訳

① 削減量の内訳

対策を実施することによる、現況年度（2012年度）から目標年度に向けての部門ごとの削減目標量は以下のとおりです。

■温室効果ガス※削減対策

部門	項目	頁数	削減量 (t-CO ₂)
産業部門	大規模排出事業者の省エネ法※によるエネルギー管理	56	36,641
	環境マネジメントシステム※の導入	56	107
	再生可能エネルギー※の導入（太陽光発電以外）	56	492
	電気使用に係る CO ₂ 排出係数※の引き下げ	-	13,615
	間伐※実施による森林整備の推進	66	5,782
民生業務部門	市の施設におけるエネルギー管理の徹底	55	1,177
	環境マネジメントシステム※の導入	56	508
	太陽光発電・太陽熱温水器・ソーラーシステムの導入	56	240
	高効率機器の導入	56	6,550
	再生可能エネルギー※の導入（太陽光発電以外）	56	2,344
電気使用に係る CO ₂ 排出係数※の引き下げ	-	10,728	
民生家庭部門	省エネ自主行動の推進	53	7,362
	太陽光発電・太陽熱温水器の導入	53	1,219
	住宅の省エネ性能の向上	53	1,164
	木質バイオマスを利用した暖房の導入	60	70
	電気使用に係る CO ₂ 排出係数※の引き下げ	-	13,522
運輸部門	エコドライブの実践	58	13,172
	週1日のノーマイカーデーの実践	59	2,146
	マイカー通勤から公共交通への利用転換	59	242
	クリーンエネルギー車（ハイブリッド車含む）の普及	59	26,126
廃棄物等部門	ごみの減量化推進	61	272
	マイバッグの使用率の向上	61	411
	大規模排出事業者の省エネ法※によるエネルギー管理	56	1,091
合計			144,981

② 対策後の温室効果ガス※排出量

対策実施後の本市の温室効果ガス※排出量は、以下のとおりです。

■温室効果ガス※削減目標の内訳

区分	基準年度	現況年度	目標年度		
	1990年度 排出量	2012年度 排出量	対策削減量	2020年度 排出量	対1990年度
二酸化炭素	1,013,205	886,969	144,981	741,988	-26.8%
産業部門	615,477	395,012	56,637	338,375	-45.0%
民生業務部門	109,009	144,543	21,547	122,996	12.8%
民生家庭部門	89,099	147,108	23,337	123,771	38.9%
運輸部門	159,863	177,779	41,686	136,093	-14.9%
廃棄物等部門	39,757	22,527	1,774	20,753	-47.8%
メタン・代替フロン等	28,719	39,455	0	39,455	37.4%
温室効果ガス※ 合計	1,041,924	926,424	144,981	781,443	-25.0%